新　旧　対　照　表

別紙

（注）二重下線を付した部分が改正部分である。

改正後

別添

3 0 1 0

電子申告・納税等開始（変更等）届出書

税務署受付印

令和　　年　　月　　日

_____税務署長殿

共通	納税地	□住所地・□居所地・□事業所等（個人の方は該当するものに✓を付してください。） （〒　　－　　） （電話番号　　－　　－　　）
共通	住所又は居所（法人の場合）本店又は主たる事務所の所在地	（〒　　－　　） （電話番号　　－　　－　　）
共通	フリガナ	
共通	屋号（法人の場合）法人等の名称	
共通	フリガナ	
共通	氏名（法人の場合）代表者氏名	
法人	代表者住所	（〒　　－　　） （電話番号　　－　　－　　）
法人	フリガナ	
法人	本店又は主たる事務所の名称	
法人	法人番号	※個人の方は個人番号の記載は不要です。
個人	職業（事業内容）	
個人	生年月日	□ 大正 ・□ 昭和 ・□ 平成 ・□ 令和 年　　月　　日

国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第４条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

届出の内容	開始	□ 申告・納税等手続
届出の内容	変更等	□ 暗証番号等の再発行 □ 税務代理による利用の開始　□ 税務代理による利用の取りやめ □ 電子証明書の更新等　□ 国税電子申告・納税システムの利用の取りやめ □ 利用者識別番号及び暗証番号のみによるe-Taxの送信方法（ID・パスワード方式）の利用の開始　□ 利用者識別番号及び暗証番号のみによるe-Taxの送信方法（ID・パスワード方式）の利用の取りやめ （注）変更する内容に応じて✓を付してください。
参考事項		税理士等　（電話番号　　－　　－　　）

※税務署整理欄	整理番号		部門番号		利用者識別番号	
	入力年月日	年　月　日	決算期		回付先	個人　源泉・諸税・酒・資産・資料 ⇒ 法人　局（　　）
	通知年月日	年　月　日	業種番号			
	通信日付印	年　月　日	（摘要）			

改正前

別添

3 0 1 0

電子申告・納税等開始（変更等）届出書

税務署受付印

令和　　年　　月　　日

_____税務署長殿

共通	納税地	□住所地・□居所地・□事業所等（個人の方は該当するものに✓を付してください。） （〒　　－　　） （電話番号　　－　　－　　）
共通	住所又は居所（法人の場合）本店又は主たる事務所の所在地	（〒　　－　　） （電話番号　　－　　－　　）
共通	（フリガナ）	
共通	屋号（法人の場合）法人等の名称	
共通	（フリガナ）	
共通	氏名（法人の場合）代表者氏名	
法人	代表者住所	（〒　　－　　） （電話番号　　－　　－　　）
法人	（フリガナ）	
法人	本店又は主たる事務所の名称	
法人	法人番号	※個人の方は個人番号の記載は不要です。
個人	職業（事業内容）	
個人	生年月日	□ 大正 ・□ 昭和 ・□ 平成 ・□ 令和 年　　月　　日

国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第４条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

届出の内容	開始（利用区分）	□ 申告・納税等手続　□ 特定納税専用手続 （注）利用する内容に応じていずれかに✓を付してください。
届出の内容	変更等	□ 暗証番号等の再発行　□ 納税用確認番号等の再発行 □ 特定納税専用手続→申告・納税等手続　□ 申告・納税等手続→特定納税専用手続 □ 税務代理による利用の開始　□ 税務代理による利用の取りやめ □ 電子証明書の更新等　□ 国税電子申告・納税システムの利用の取りやめ □ 利用者識別番号及び暗証番号のみによるe-Taxの送信方法（ID・パスワード方式）の利用の開始　□ 利用者識別番号及び暗証番号のみによるe-Taxの送信方法（ID・パスワード方式）の利用の取りやめ （注）変更する内容に応じて✓を付してください。
参考事項		税理士等　（電話番号　　－　　－　　）

※税務署整理欄	整理番号		部門番号		利用者識別番号	
	入力年月日	年　月　日	決算期		回付先	個人　源泉・諸税・酒・資産・資料 ⇒ 法人　局（　　）
	通知年月日	年　月　日	業種番号			
	通信日付印	年　月　日	（摘要）			

改正後

電子申告・納税等開始（変更等）届出書の記載要領等

1　この届出書は、国税電子申告・納税システム（以下「e-Tax」といいます。）により申告、申請・届出及び納税手続を行おうとする場合に提出するものです。
（注）　暗証番号の忘失等により、再発行を受ける場合にも届出が必要になります。

2　この届出書は、個人の方は所得税（源泉徴収に係る所得税を除く。）の納税地（相続税における財産取得者も所得税の納税地）、法人は法人税の納税地（法人の支店等は各税法に規定する納税地）を所轄する税務署長に提出してください。
（注）1　e-Tax の利用には、利用者識別番号及び暗証番号が必要になり、この届出書に基づいて、利用者識別番号及び暗証番号を通知します。

2　e-Tax のご利用に当たっては、「国税電子申告・納税システムの利用規約」（e-Tax ホームページ「https://www.e-tax.nta.go.jp」に掲載されています。）を必ずお読みください。
3　新たに開業又は法人を設立した場合等においては、個人事業の開廃業等届出書、法人設立届出書、消費税の新設法人に該当する旨の届出書、給与支払事務所等の開設届出書、収益事業開始届出書、外国普通法人となった旨の届出書、営業等開始申告書等を別途提出していただく必要があります。
また、この届出書の提出に伴って、青色申告の承認申請書、源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書等の提出期限が延長されることはありませんので、ご注意ください。

3　各欄は、次により記載してください。
⑴　個人の方の場合、「納税地」欄の該当する□に✓を付してください。
⑵　法人の場合、「納税地」欄には、本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
なお、納税地が本店又は主たる事務所の所在地と異なるときは、この届出の対象となる所在地を記載してください。
（注）　納税地がマンション（アパート）等の場合には、マンション名、部屋番号等を併せて記載してください。
（記載例）　○○町×丁目□番△号　○○マンション××号室
⑶　法人の支店等の場合、「本店又は主たる事務所の名称」欄には、本店等の名称を記載してください（「法人等の名称」欄と同一の場合には、記載不要）。
⑷　法人の支店等の場合、「本店又は主たる事務所の所在地」欄には、本店等の所在地を記載してください（「納税地」欄と同一の場合には、記載不要）。
⑸　「法人番号」欄には、法人番号（13 桁）を記載してください（提出日時点において、法人番号を有しない場合には、記載不要）。
⑹　「届出の内容」欄には、該当する□に✓を付してください。
⑺　「参考事項」欄には、次の事項について記載してください。
イ　暗証番号等の再発行を受ける場合にはその理由
ロ　税務代理による利用を行う弁護士（弁護士法人を含む。）等である場合には、「税務代理による利用」
ハ　その他連絡先等の参考となる事項
⑻　「税務署整理欄」には、記載しないでください。

4　その他
⑴　e-Tax をご利用になり、申告をされた方には、翌年分の申告書等の用紙は送付されません。
⑵　既に利用者識別番号を取得されている方が、この届出書を再度提出し、新たに利用者識別番号を取得した場合、新たな利用者識別番号では、古い利用者識別番号により提出した申告等の内容を確認することはできなくなります。
⑶　利用者識別番号及び暗証番号のみによる e-Tax の送信方式（以下「ID・パスワード方式」といいます。）とは、個人の方を対象とし、厳格な本人確認に基づき税務署長が通知した e-Tax 用の ID・パスワードにより電子申告を可能とする方法です。したがって、法人の方は、ご利用いただけません。
（注）　マイナンバーカード及び IC カードリーダライタが普及するまでの暫定的な対応となります。
⑷　ID・パスワード方式をご利用いただくためには、次のいずれかの方法により ID・パスワード方式の利用の開始手続を行うこととなります。
イ　税務署にお越しいただいた上で行う方法
ロ　自宅等において確定申告書等作成コーナー「https://www.keisan.nta.go.jp」を利用して行う方法
（注）　ID・パスワード方式の利用開始手続は、国税庁告示（平成十八年国税庁告示第三十二号）において、電子情報処理組織を利用して届出された方に限って利用できることになっているため、「書面」で届出をすることはできません。

改正前

電子申告・納税等開始（変更等）届出書の記載要領等

1　この届出書は、国税電子申告・納税システム（以下「e-Tax」といいます。）により申告、申請・届出及び納税手続を行おうとする場合に提出するものです。
（注）　暗証番号の忘失等により、再発行を受ける場合にも届出が必要になります。

2　この届出書は、個人の方は所得税（源泉徴収に係る所得税を除く。）の納税地（相続税における財産取得者も所得税の納税地）、法人は法人税の納税地（法人の支店等は各税法に規定する納税地）を所轄する税務署長に提出してください。
（注）1　税務署ではこの届出書に基づいて、e-Tax を利用するために必要な次の番号等を通知します。
⑴「申告・納税等手続」を行う場合
利用者識別番号及び暗証番号
⑵「特定納税専用手続」を行う場合
利用者識別番号、納税用確認番号及び納税用カナ氏名（名称）
2　e-Tax のご利用に当たっては、「国税電子申告・納税システムの利用規約」（e-Tax ホームページ「https://www.e-tax.nta.go.jp」に掲載されています。）を必ずお読みください。
3　新たに開業又は法人を設立した場合等においては、個人事業の開廃業等届出書、法人設立届出書、消費税の新設法人に該当する旨の届出書、給与支払事務所等の開設届出書、収益事業開始届出書、外国普通法人となった旨の届出書、営業等開始申告書等を別途提出していただく必要があります。
また、この届出書の提出に伴って、青色申告の承認申請書、源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書等の提出期限が延長されることはありませんので、ご注意ください。
4　e-Tax を利用するためには、利用者識別番号及び暗証番号等の交付を受ける必要があり、利用者識別番号等の交付を受けた後に利用可能となります。

3　各欄は、次により記載してください。
⑴　個人の方の場合、「納税地」欄の該当する□に✓を付してください。
⑵　法人の場合、「納税地」欄には、本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
なお、納税地が本店又は主たる事務所の所在地と異なるときは、この届出の対象となる所在地を記載してください。
（注）　納税地がマンション（アパート）等の場合には、マンション名、部屋番号等を併せて記載してください。
（記載例）　○○町×丁目□番△号　○○マンション××号室
⑶　法人の支店等の場合、「本店又は主たる事務所の名称」欄には、本店等の名称を記載してください。
なお、「法人等の名称」欄と同一の場合には、記載不要です。
⑷　法人の支店等の場合、「本店又は主たる事務所の所在地」欄には、本店等の所在地を記載してください。
なお、「納税地」欄と同一の場合には、記載不要です。
⑸　「法人番号」欄には、法人番号（13 桁）を記載してください。
なお、提出日時点において、法人番号を有しない場合には、記載不要です。
⑹　「届出の内容」欄には、該当する□に✓を付してください。
⑺　「参考事項」欄には、次の事項について記載してください。
イ　暗証番号等の再発行又は納税用確認番号等の再発行を受ける場合にはその理由
ロ　税務代理による利用を行う弁護士（弁護士法人を含む。）等である場合には、「税務代理による利用」
ハ　その他連絡先等の参考となる事項

4　その他
⑴　e-Tax をご利用になり、申告をされた方には、翌年分の申告書等の用紙は送付されません。
⑵　「税務署整理欄」には、記載しないでください。

⑶　利用者識別番号及び暗証番号のみによる e-Tax の送信方式（以下「ID・パスワード方式」といいます。）とは、個人の方を対象とし、厳格な本人確認に基づき税務署長が通知した e-Tax 用の ID・パスワードにより電子申告を可能とする方法です。したがって、法人の方は、ご利用いただけません。
（注）　マイナンバーカード及び IC カードリーダライタが普及するまでの暫定的な対応となります。
⑷　ID・パスワード方式をご利用いただくためには、次のいずれかの方法により ID・パスワード方式の利用の開始手続を行うこととなります。
イ　税務署にお越しいただいた上で行う方法
ロ　自宅等において確定申告書等作成コーナー「https://www.keisan.nta.go.jp」を利用して行う方法
（注）　ID・パスワード方式の利用開始手続は、国税庁告示（平成十八年国税庁告示第三十二号）において、電子情報処理組織を利用して届出された方に限って利用できることになっているため、「書面」で届出をすることはできません。
詳しくは、e-Tax ホームページ「https://www.e-tax.nta.go.jp」に該当する国税庁告示が掲載されておりますのでご覧ください。

改正後

（税務代理用）

令和　年　月　日

様

税務署長

税務署
電話番号

—

電子申告・納税等に係る利用者識別番号等の通知書

令和　　年　　月　　日付で提出された電子申告・納税等開始（変更等）届出書に基づき、国税電子申告・納税システムを利用するために必要な利用者識別番号と暗証番号について、次のとおりお知らせします。

利用者識別番号 （16けた：半角数字）				
暗証番号 （8けた：半角英大文字・半角数字）				

※　国税電子申告・納税システムをご利用いただくためには、お知らせした暗証番号から任意の暗証番号（８けた以上：半角英数小文字）へ変更し、納税用確認番号及び片仮名表記による氏名・名称を登録していただく必要があります。
　また、ご本人が国税電子申告・納税システムを利用して申告・納税等を行う場合には、一部の手続を除き、ご利用になる前までに電子証明書を登録していただく必要があります。

お知らせした利用者識別番号と変更された暗証番号により、国税電子申告・納税システムを利用して依頼者の申告等を代理することができます。

○　お知らせした利用者識別番号及び変更された暗証番号並びに納税用確認番号は、国税電子申告・納税システムを利用する際に必要なものですので、適切な管理をお願いします。
○　国税電子申告・納税システムの利用方法や送信可能時間・推奨環境等の最新の情報については、e-Taxホームページ（https://www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。
◎　この文書による行政指導の責任者は、税務署長です。

改正前

（税務代理用）

令和　年　月　日

様

税務署長

税務署
電話番号

—

電子申告・納税等に係る利用者識別番号等の通知書

令和　　年　　月　　日付で提出された電子申告・納税等開始（変更等）届出書に基づき、国税電子申告・納税システムを利用するために必要な利用者識別番号と暗証番号について、次のとおりお知らせします。

利用者識別番号 （16けた：半角数字）				
暗証番号 （8けた：半角英大文字・半角数字）				

※　国税電子申告・納税システムをご利用いただくためには、お知らせした暗証番号から任意の暗証番号（８けた以上：半角英数小文字）へ変更し、納税用確認番号及び片仮名表記による氏名・名称を登録していただく必要があります。
　また、ご本人が国税電子申告・納税システムを利用して申告・納税等を行う場合には、一部の手続を除き、ご利用になる前までに電子証明書を登録していただく必要があります。

お知らせした利用者識別番号と変更された暗証番号により、国税電子申告・納税システムを利用して依頼者の申告等を代理することができます。

○　お知らせした利用者識別番号及び変更された暗証番号並びに納税用確認番号は、国税電子申告・納税システムを利用する際に必要なものですので、適切な管理をお願いします。
○　国税電子申告・納税システムの利用方法や送信可能時間・推奨環境等の最新の情報については、e-Taxホームページ（http://www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。
◎　この文書による行政指導の責任者は、税務署長です。

改正後

（税務代理以外用）

令和　年　月　日

様

税務署長

税務署
電話番号

—

電子申告・納税等に係る利用者識別番号等の通知書

令和　　年　　月　　日付で提出された電子申告・納税等開始（変更等）届出書に基づき、国税電子申告・納税システムを利用するために必要な利用者識別番号と暗証番号について、次のとおりお知らせします。

利用者識別番号 （16けた：半角数字）				
暗証番号 （8けた：半角英大文字・半角数字）				

※　国税電子申告・納税システムをご利用いただくためには、お知らせした暗証番号から任意の暗証番号（８けた以上：半角英数小文字）へ変更し、納税用確認番号及び片仮名表記による氏名・名称を登録していただく必要があります。
　また、ご本人が国税電子申告・納税システムを利用して申告・納税等を行う場合には、一部の手続を除き、ご利用になる前までに電子証明書を登録していただく必要があります。

○　お知らせした利用者識別番号及び変更された暗証番号並びに納税用確認番号は、国税電子申告・納税システムを利用する際に必要なものですので、適切な管理をお願いします。

○　国税電子申告・納税システムの利用方法や送信可能時間・推奨環境等の最新の情報については、e-Taxホームページ（https://www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。

◎　この文書による行政指導の責任者は、税務署長です。

改正前

（税務代理以外用）

令和　年　月　日

様

税務署長

税務署
電話番号

—

電子申告・納税等に係る利用者識別番号等の通知書

令和　　年　　月　　日付で提出された電子申告・納税等開始（変更等）届出書に基づき、国税電子申告・納税システムを利用するために必要な利用者識別番号と暗証番号について、次のとおりお知らせします。

利用者識別番号 （16けた：半角数字）				
暗証番号 （8けた：半角英大文字・半角数字）				

※　国税電子申告・納税システムをご利用いただくためには、お知らせした暗証番号から任意の暗証番号（８けた以上：半角英数小文字）へ変更し、納税用確認番号及び片仮名表記による氏名・名称を登録していただく必要があります。
　また、ご本人が国税電子申告・納税システムを利用して申告・納税等を行う場合には、一部の手続を除き、ご利用になる前までに電子証明書を登録していただく必要があります。

○　お知らせした利用者識別番号及び変更された暗証番号並びに納税用確認番号は、国税電子申告・納税システムを利用する際に必要なものですので、適切な管理をお願いします。

○　国税電子申告・納税システムの利用方法や送信可能時間・推奨環境等の最新の情報については、e-Taxホームページ（http://www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。

◎　この文書による行政指導の責任者は、税務署長です。

改正後

電子申告・納税等に係る利用者識別番号等の通知書

1　使用目的

「電子申告・納税等に係る利用者識別番号等の通知書」は国税電子申告・納税システムの申告・納税等手続の利用者に対する利用者識別番号及び暗証番号等の通知書として使用する。

2　主な出力項目の内容

項　　目		内　　容	
一連番号等		発送元区分、補完区分、利用区分、一連番号、発送区分、局署番号及び整理番号を次の形式で左上部へ印字する。 ○○－1○○○○○○－○－○○○○○－○○○○○○○○ →整理番号 →局署番号 →発送区分 →一連番号（1桁目は「1」に固定） →1桁目：発送元区分、2桁目：補完区分 （注）1　発送元区分・・・開始に係るものは「1」、変更等に係るものは「2」 2　補完区分・・・・補完を要するものは「1」、要しないものは「2」 3　一連番号・・・・①　開始に係るもの 同一の補完区分及び利用区分内の通番 ②　変更等に係るもの 事務年度内の通番 4　発送区分・・・・電子申告・納税等開始（変更等）届出書の届出内容に応じて以下のとおり印字する。	
納税地	個人	納税地（納税地外事業所を有する者の場合には住所地）を漢字又はカタカナで印字する。	（注）補完表示を要する場合には、補完表示を要する項目は印字しない。
	法人	納税地（連絡先がある場合は連絡先）を漢字で印字する。	
氏名	個人	氏名を漢字又はカタカナで印字する。	
法人名及び代表者氏名	法人	法人の名称並びに代表者の役職及び氏名を漢字で印字する。	
届出書提出年月日		電子申告・納税等開始（変更等）届出書の収受年月日を印字する。	
利用者識別番号		利用者識別番号を印字する。	
＊　暗証番号		暗証番号を印字する。	
税理士業務に関する教示		税理士等に係るものについては以下の内容を印字する。 「お知らせした利用者識別番号と変更された暗証番号により、国税電子申告・納税システムを利用して依頼者の申告等を代理することができます。」	

発送区分	届　出　内　容
0	開始
1	暗証番号再発行
4	納税用確認番号再発行
5	税務代理による利用の開始
9	電子証明書の更新等

（注）1　「納税地」、「氏名」及び「法人名及び代表者氏名」以外の項目は、個人と法人で共通の項目である。
2　項目名の左欄外に「＊」を付しているものは、発送区分が「5」及び「9」の場合には印字されない項目である。

改正前

電子申告・納税等に係る利用者識別番号等の通知書

1　使用目的

「電子申告・納税等に係る利用者識別番号等の通知書」は国税電子申告・納税システムの申告・納税等手続の利用者に対する利用者識別番号及び暗証番号等の通知書として使用する。

2　主な出力項目の内容

項　　目		内　　容	
一連番号等		発送元区分、補完区分、利用区分、一連番号、発送区分、局署番号及び整理番号を次の形式で左上部へ印字する。 ○○－○○○○○○－○－○○○○○－○○○○○○○○ →整理番号 →局署番号 →発送区分 →1けた目：利用区分、2～6けた目：一連番号 →1けた目：発送元区分、2けた目：補完区分 （注）1　発送元区分・・・開始に係るものは「1」、変更等に係るものは「2」 2　補完区分・・・・補完を要するものは「1」、要しないものは「2」 3　利用区分・・・・申告・納税等の利用は「1」、特定納税専用の利用は「2」 4　一連番号・・・・①　開始に係るもの 同一の補完区分及び利用区分内の通番 ②　変更等に係るもの 事務年度内の通番 5　発送区分・・・・電子申告・納税等開始（変更等）届出書の届出内容に応じて以下のとおり印字する。	
納税地	個人	納税地（納税地外事業所を有する者の場合には住所地）を漢字又はカタカナで印字する。	（注）補完表示を要する場合には、補完表示を要する項目は印字しない。
	法人	納税地（連絡先がある場合は連絡先）を漢字で印字する。	
氏名	個人	氏名を漢字又はカタカナで印字する。	
法人名及び代表者氏名	法人	法人の名称並びに代表者の役職及び氏名を漢字で印字する。	
届出書提出年月日		電子申告・納税等開始（変更等）届出書の収受年月日を印字する。	
利用者識別番号		利用者識別番号を印字する。	
＊　暗証番号		暗証番号を印字する。	
税理士業務に関する教示		税理士等に係るものについては以下の内容を印字する。 「お知らせした利用者識別番号と変更された暗証番号により、国税電子申告・納税システムを利用して依頼者の申告等を代理することができます。」	

発送区分	届　出　内　容
0	開始
1	暗証番号再発行
2	特定納税専用手続→申告・納税等手続
3	申告・納税等手続→特定納税専用手続
4	納税用確認番号再発行
5	税務代理による利用の開始
9	電子証明書の更新等

（注）1　「納税地」、「氏名」及び「法人名及び代表者氏名」以外の項目は、個人と法人で共通の項目である。
2　項目名の左欄外に「＊」を付しているものは、発送区分が「5」及び「9」の場合には印字されない項目である。

改正後	改正前
（廃止）	令和　年　月　日 様 税務署長 税務署 電話番号 特定納税専用手続に係る利用者識別番号等の通知書 令和　　年　　月　　日付で提出された電子申告・納税等開始（変更等）届出書に基づき、特定納税専用手続のための利用者識別番号（納付番号）を次のとおりお知らせします。 併せて、金融機関の提供する税金・各種料金の払込みサービス（ペイジー）を利用するために必要な納税用確認番号（確認番号）とペイジーにおいて表示される納税用カナ氏名（片仮名表記による氏名）を次のとおりお知らせします。 利用者識別番号（16けた：半角数字） 納税用確認番号（6けた：半角数字） 納税用カナ氏名 なお、特定納税専用手続により納付できる税目は、　　のみに限られますので、ご注意ください。 ○　お知らせした利用者識別番号及び納税用確認番号は、特定納税専用手続により納税を行う際に必要なものですので、適切な管理をお願いします。 ○　特定納税専用手続の利用方法が分からない場合には、e-Taxホームページ（http://www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。 ◎　この文書による行政指導の責任者は、税務署長です。

改正後	改正前
（廃止）	

特定納税専用手続に係る利用者識別番号等の通知書

１　使用目的

「特定納税専用手続に係る利用者識別番号等の通知書」は国税電子申告・納税システムの特定納税専用手続の利用者に対する利用者識別番号及び納税用確認番号等の通知書として使用する。

２　主な出力項目の内容

項　目		内　容	
一連番号等		発送元区分、補完区分、利用区分、一連番号、発送区分、局署番号及び整理番号を次の形式で左上部へ印字する。 ○○－○○○○○○－○－○○○○○－○○○○○○○○ →整理番号 →局署番号 →発送区分 →１けた目：利用区分、２～６けた目：一連番号 →１けた目：発送元区分、２けた目：補完区分 （注）１　発送元区分・・・開始に係るものは「１」、変更等に係るものは「２」 ２　補完区分・・・・補完を要するものは「１」、要しないものは「２」 ３　利用区分・・・・申告・納税等の利用は「１」、特定納税専用の利用は「２」 ４　一連番号・・・・①　開始に係るもの 同一の補完区分及び利用区分内の通番 ②　変更等に係るもの 事務年度内の通番 ５　発送区分・・・・電子申告・納税等開始（変更等）届出書の届出内容に応じて以下のとおり印字する。 発送区分 ／ 届出内容 0 ／ 開始 1 ／ 暗証番号再発行 2 ／ 特定納税専用手続→申告・納税等手続 3 ／ 申告・納税等手続→特定納税専用手続 4 ／ 納税用確認番号再発行 5 ／ 税務代理による利用の開始 9 ／ 電子証明書の更新等	
納税地	個人	納税地（納税地外事業所を有する者の場合には住所地）を漢字又はカタカナで印字する。	（注）補完表示を要する場合には、補完表示を要する項目は印字しない。
	法人	納税地（連絡先がある場合は連絡先）を漢字で印字する。	
氏名	個人	氏名を漢字又はカタカナで印字する。	
法人名及び代表者氏名	法人	法人の名称並びに代表者の役職及び氏名を漢字で印字する。	
届出書提出年月日		電子申告・納税等開始（変更等）届出書の収受年月日を印字する。	
利用者識別番号		利用者識別番号を印字する。	
納税用確認番号		納税用確認番号を印字する。	
納税用カナ氏名	個人	氏名をカタカナで印字する。	
	法人	法人の名称をカタカナで印字する。	
納付できる税目	個人	申告所得税並びに消費税及び地方消費税	
	法人	法人税並びに消費税及び地方消費税	

（注）　「納税地」、「氏名」、「法人名及び代表者氏名」、「納税用カナ氏名」及び「納付できる税目」以外の項目は、個人と法人で共通の項目である。